

令和2年度
第3回静岡県行政経営推進委員会



日時：令和2年12月23日（水）
午後2時30分～午後4時30分
会場：県庁別館8階第1会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）教育委員会に係る取組（報告）

（2）県庁内の働き方改革への取組

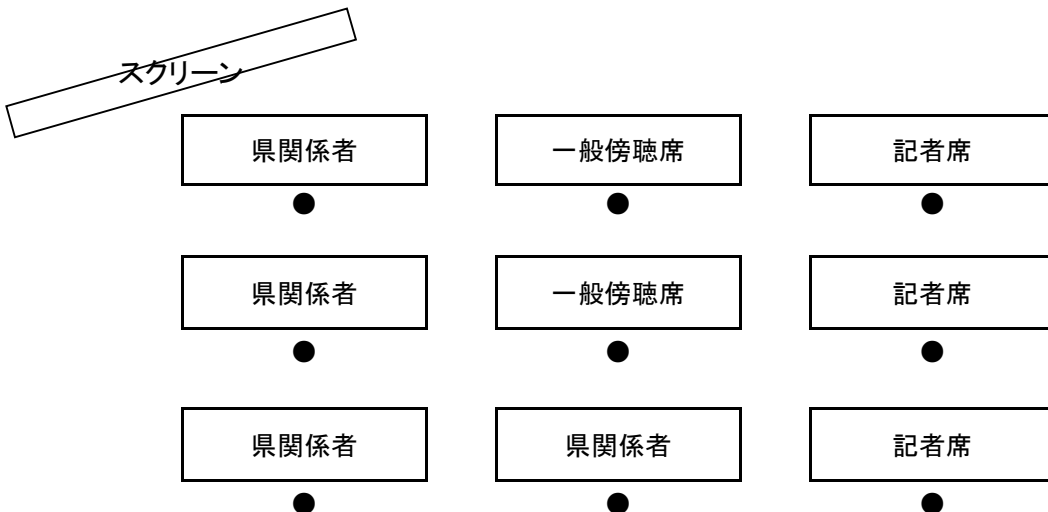
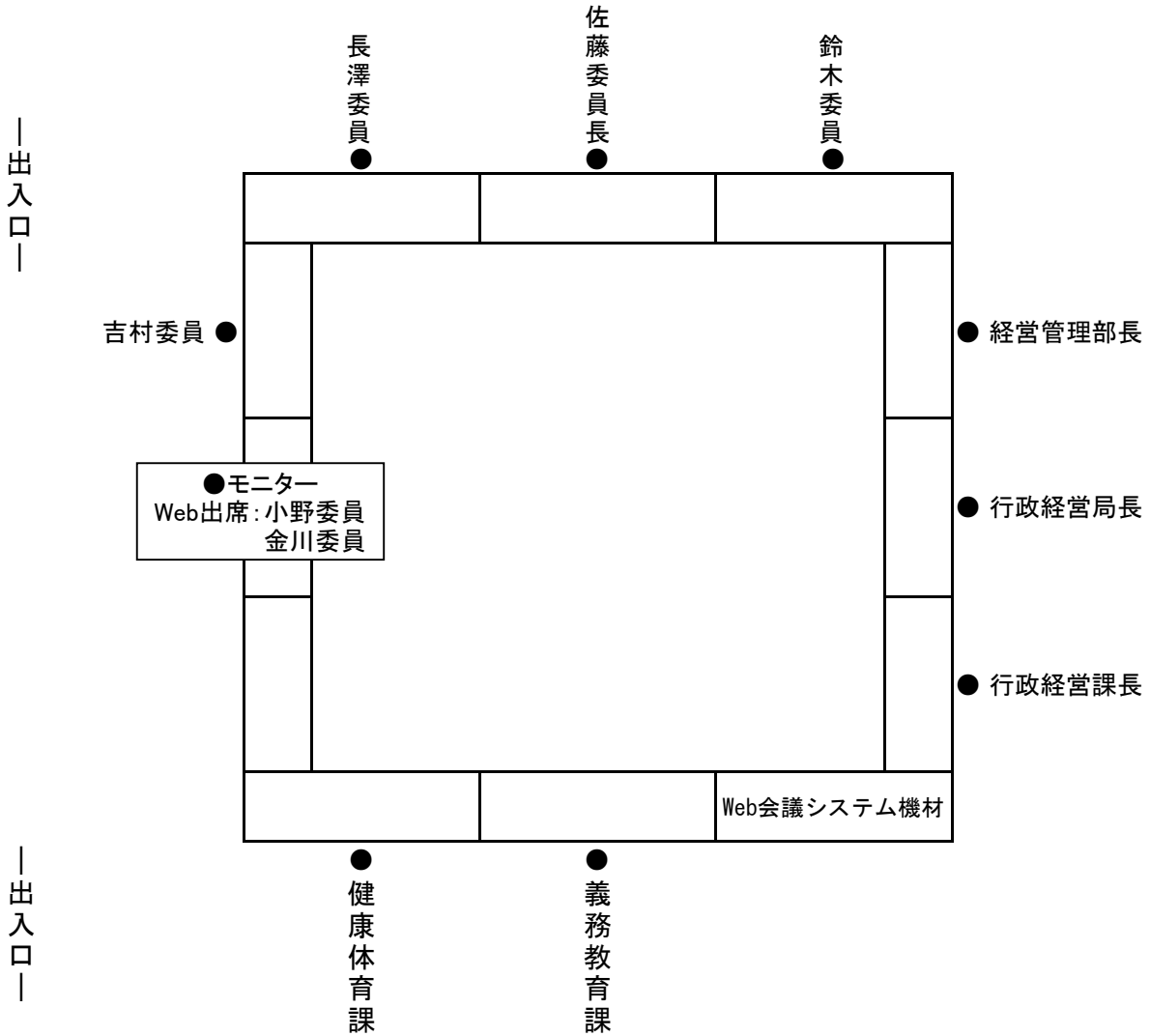
3 閉 会

【配布資料】

- ・ 座席表
- ・ 静岡県行政経営推進委員会 委員名簿
- ・ 【資料1】 令和元年度意見書「教育委員会の取組への提言」の対応状況
 - ・ 【参考1】 補助教材の適正な選定等に係る対応
 - ・ 【参考2】 学校給食ガイドラインに基づいた管理・運営の状況
- ・ 【資料2】 県庁における働き方改革の取組
 - ・ 【参考3】 働き方改革の取組の紹介

令和2年度 第3回静岡県行政経営推進委員会 座席表（前半）

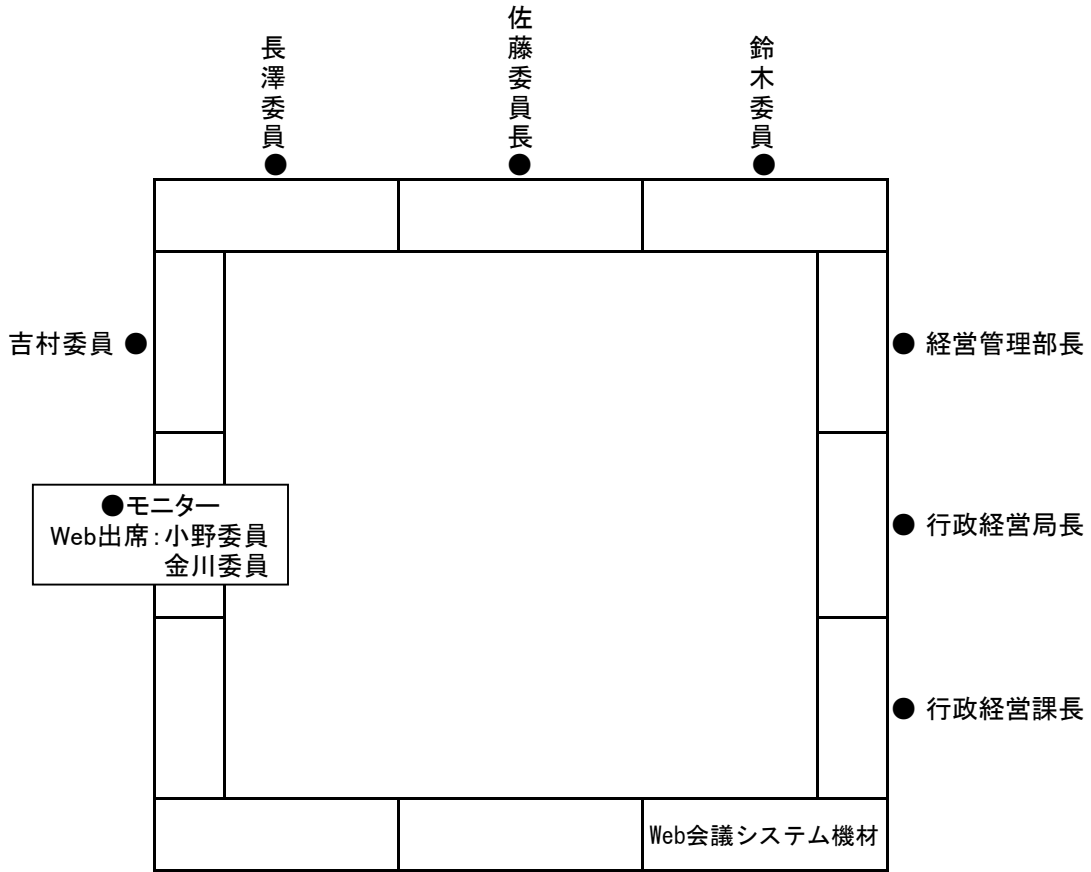
令和2年12月23日（水）
午後2時30分～午後4時30分
別館8階第1会議室



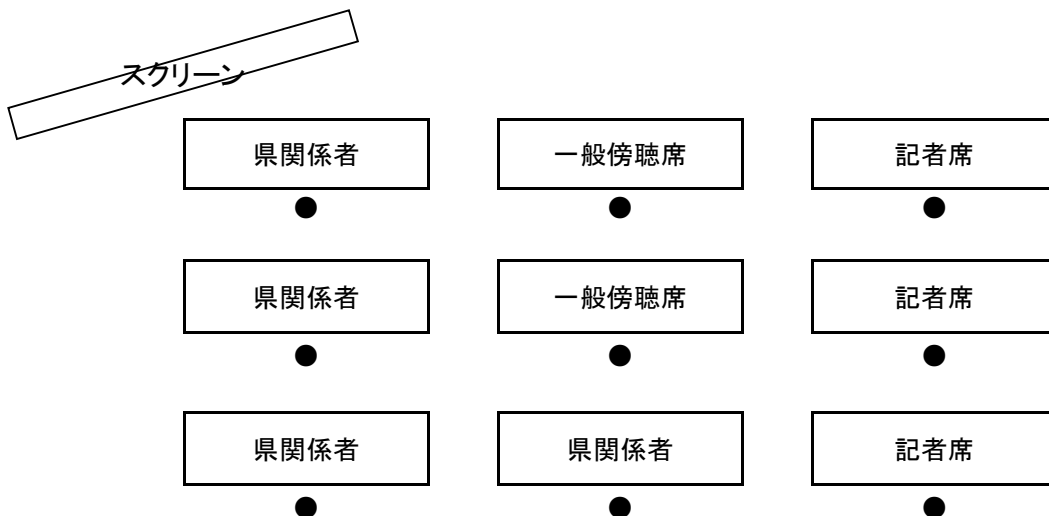
令和2年度 第3回静岡県行政経営推進委員会 座席表（後半）

令和2年12月23日（水）
午後2時30分～午後4時30分
別館8階第1会議室

— 出入口 —



— 出入口 —



静岡県行政経営推進委員会 委員名簿（令和2年度）

（敬称略、50音順）

氏名	役職
おおつぼ まゆみ 大坪 檀 （顧問）	学校法人新静岡学園学園長 静岡産業大学総合研究所長
おの こうじ 小野 晃司 （委員長代理）	サゴーエンタプライズ株式会社代表取締役社長
かながわ こうじ 金川 幸司	静岡県立大学経営情報学部教授
さとう かつあき 佐藤 克昭 （委員長）	佐藤経済研究所長 元 浜松学院大学教授
すずき ともこ 鈴木 智子	一般社団法人静岡県大学出版会代表理事
ながさわ ひろこ 長澤 弘子	NPO 法人浜松子どもとメディアリテラシー研究所理事長
ふるや ひろよし 古谷 博義	株式会社ウェルビーフードシステム代表取締役 静岡県ニュービジネス協議会理事
よしむら みねひさ 吉村 峰仙	吉村峰仙公認会計士・税理士事務所代表

令和元年度意見書「教育委員会の取組への提言」の対応状況

教育委員会事務局

＜補助教材関係＞

	令和元年度意見書	令和2年度の取組状況
1	<p>特定の事業者の補助教材作成業務に対し、多数の教員が従事することにより、結果的に補助教材選定における公平性に関して県民に疑念を抱かれる懸念があるほか、教員の多忙化の防止に逆行する恐れもある。県教育委員会は、市町教育委員会に対し、教員の兼業許可を行うに際し、こうした点に十二分に配慮するよう強く指導されたい。</p>	<p>補助教材選定における公平性確保のため、教育事務局が全校に対して行う人事管理訪問の際、校長等から補助教材ガイドラインに基づく取扱いについて現状を聴取し、遵守を徹底した。</p> <p>また、義務教育課から教育事務局に発出した通知に基づき、教育事務局が市町教育委員会に対して、補助教材ガイドラインに沿って兼業許可が行われるよう指導を行った。</p>
2	<p>県教育委員会は、学校における補助教材の効果検証の状況や事業者別シェアについて、引き続き現地調査による確認を継続し、その結果を県民に公表することとされたい。</p>	<p>小中学校 22 校を学級編制実態調査等に併せて訪問し、各校が事前に記入した調査用紙を基に、補助教材の効果検証を含む補助教材ガイドラインの遵守状況について聞き取り調査を実施した結果、全校(100%)がガイドラインで規定する手続きに沿って補助教材を選定していることが確認された。調査結果は義務教育課のHPで公表した。</p>
3	<p>県教育委員会は、引き続き「あすなる学習室」の充実を進め、教員の知見を内部蓄積する取組の充実を図られたい。</p>	<p>あすなる学習室（県総合教育センターのHPに掲載）について内容を拡充した。現在、年度末に行う予定の内容の拡充に向けて検討を進めている。</p>

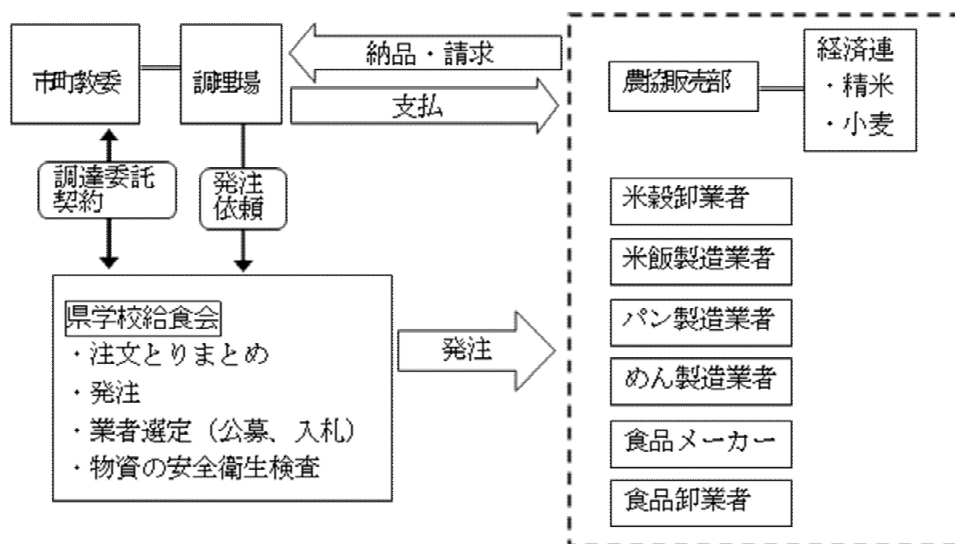
<学校給食関係>

	令和元年度意見書	令和2年度の取組状況
1	<p>県教育委員会は、市町における学校給食の公会計化が計画的かつ円滑に行われるよう、市町教育委員会に対し強力な指導を行うとともに、必要な助言や支援に努められたい。</p>	<p>今年度から新たに清水町が公会計化を導入し、令和2年4月時点で20市町が公会計化導入済となっている。また、令和3年度に2市町、令和4年度に2市町が導入予定となっている。</p> <p>公会計化未導入の市町教育委員会に対しては、取組状況を確認し、導入事例を提供するなど指導・助言を行なっている。</p>
2	<p>県教育委員会は、学校等における安全・安心・良質・安価な給食用食材の安定的な調達に寄与するため、公益法人たる静岡県学校給食会が発揮すべき機能や果たすべき役割について、「県学校給食会の役割(案)」【参考1】を軸に、同会とともに今一度精査検討し、その実現を図られたい。</p>	<p>新たな調達方法への見直しについては、市町教育委員会の理解と協力が不可欠であることから、全市町と意見交換を行っている。市町教育委員会からは、調達方法の見直しによる業務の影響について、十分な検討が必要と意見が挙がっている。</p> <p>静岡県学校給食会に対しては、市町の意見も取り入れながら今の時代に求められる必要な機能やその役割を果たすよう繰り返し指導・助言を行なっている。</p>

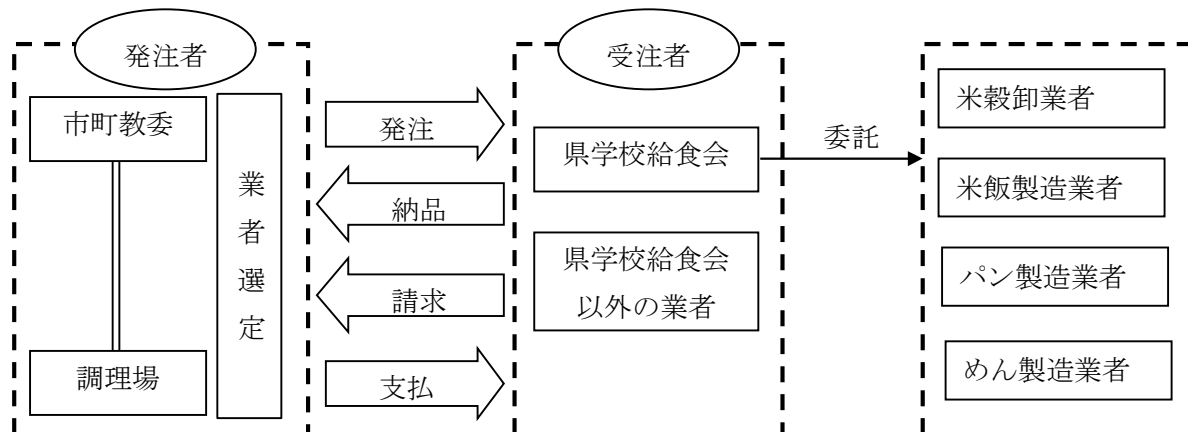
【参考1】静岡県学校給食会の公益性と役割について

(令和元年11月13日開催 静岡県行政経営推進委員会 配付資料5)

※「県学校給食会の役割（案）」：主食の調達に関し、市町と調達委託契約を締結した上で、関連事業者から食材を調達する形態を検討。



【参考2】現行のスキーム



県庁における働き方改革の取組

平成 30 年度 委員会の意見	これまでの取組	取組の効果等	今後の方向性(取組)									
<p>○働き方改革を進めるため、現状や課題を踏まえた改革の目的や対象を見極め、前例や慣例に捉われず、積極的に実行すること</p>	<p>県庁における働き方改革の全体像 ～仕事に「働きがい」を生活に「生きがい」を感じられる組織風土の実現～</p> <p>【目的 1：仕事の効率化】 『業務の見直し・効率化』…BPR(Business Process Re-engineering)の視点による業務改善、ICTの活用推進 『職場環境の改善』…ワークプレイス改善(R元:本庁2箇所、出先1箇所 R2:本庁3箇所、出先1箇所)</p> <p>【目的 2：職員の能力の最大限の発揮】 『多様な働き方の実現』…サテライトオフィス設置、在宅勤務制度の試行、時差勤務区分の拡大 『心身の健康増進・不安解消』…健康への意識を高める啓発活動、新任課長や若手職員のメンタルヘルス研修</p> <p><推進体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 副知事をリーダーとし、各部長代理等をメンバーとした「イクボス会議」を通じて推進 ○ 若手職員による「働き方改革チーム」を設け、新たな取組を検討 		<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、行政分野においても、デジタル技術を活用した社会変革 DX [デジタル・トランスフォーメーション]の実現が不可欠</p> <p>↓</p> <p>デジタル化による働き方改革の更なる展開が必要 (スマートワークの実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇モバイルワークの導入等、テレワークの更なる推進 ◇ICTを活用した業務改善や行政手続のデジタル化の加速 ◇DX推進PT県庁デジタル推進部会の設置 									
<p>○働き方改革は生産性を上げるために行うことが重要であり、試行・モデル実施を通じて効果や成果を把握・分析した上で制度や仕組みを見直すこと</p>	<p>① サテライトオフィス(6か所で試行運用)</p> <p>○平成 29 年度からサテライトオフィスを試行的に導入</p> <p>H29.9～ 本庁・浜松総合庁舎 H30.9～ 東部総合庁舎・東京事務所 R元.9～ 藤枝・中遠総合庁舎 計 6 箇所 25 席を運用</p> <p>○出勤抑制(コロナ対応)として臨時オフィス(2箇所)開設</p> <p>② 在宅勤務制度の試行</p> <p>○本年 2 月から、自宅からも庁内ネットワークに接続可能な専用モバイルパソコンを 20 台配備し、育児や介護を行う職員を対象とした「在宅勤務制度の試行」を開始</p> <p>○コロナの出勤抑制に対応し、20 台のモバイルパソコンを追加配備し、県外在住職員の在宅勤務等に活用</p> <p>③ 業務改善活動</p> <p>○業務改善アドバイザーによる業務改善意識の醸成や時間外勤務の縮減に向け、各所属(班)の業務課題等を整理、改善策を実行するなどの「業務改善活動」を展開</p> <p>○業務改善アドバイザーが全所属に対し、日常業務等の改善に向けた提案や助言を実施(年間 20 日間)</p>	<p>利用状況(H29.8～R2.11) 計 3,717 件 出張前後や通勤短縮の利用が 9 割強 92.9 件/月、昨年 6 月以降は月 100 件越え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張前後の空き時間の有効活用による業務の効率化 ・通勤時間の短縮や子連れの勤務が可能となることによる職員のワーク・ライフ・バランスの推進につながる <p>制度利用状況(育児・介護等職員対象)(R2.2～R2.11) 本庁 43 人、出先 18 人 計 61 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の通勤の負担が軽減され、ワーク・ライフ・バランスの実現につながる ・制度利用者の業務満足度は 90%以上 <p>○令和元年度 業務改善実施所属 消防保安課、経営支援課、集中化推進課、熱海健康福祉センター ○業務改善アドバイザー利用件数：年間 51 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善による削減効果時間：約 3,300 時間 〃 職員満足度：7.4%向上 ・アドバイザーによる削減効果時間：約 774 時間 	<p>④ モバイルワークの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員に出張先や自宅から庁内ネットワーク等へ接続可能なモバイルパソコン(5,274 台)を配備し、テレワーク可能な体制を整備 ・一部の所属で、モバイルワークをモデル実施し、モバイルパソコンを活用した外出先での書類作成やメールの送受信等、新たな働き方を検証 <p><これまで検証された効果> 【R2.8.31～11.2 モデル実施 延べ 54 回】</p> <table border="1"> <tr><td>事務作業効率化</td><td>88.9%</td></tr> <tr><td>ペーパーレス</td><td>35.2%</td></tr> <tr><td>現場対応力の向上</td><td>27.8%</td></tr> <tr><td>自宅に直接帰る</td><td>51.9%</td></tr> </table> <p>*すきま時間の活用(平均 1.3 時間)</p> <p>⑤ ICTを導入した業務改善活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新世代 ICT(RPA、音声認識技術、AI-OCR等)の活用を重点を置き、業務改善や業務プロセスの見直しを推進 ・会議、協議資料の電子化による業務のペーパーレス化の推進 	事務作業効率化	88.9%	ペーパーレス	35.2%	現場対応力の向上	27.8%	自宅に直接帰る	51.9%	
事務作業効率化	88.9%											
ペーパーレス	35.2%											
現場対応力の向上	27.8%											
自宅に直接帰る	51.9%											
<p>○生産性を向上させる上で、職員が健康で楽しく仕事をするのが必須であることから、健康やメンタルヘルスの観点を意識して取組をすすめること</p>	<p>⑥ ワークプレイス改善</p> <p>○業務形態や執務スペースに応じてオフィスレイアウトを変更、打合せ場所を確保するなど、心地よく働ける職場環境の改善を実施</p> <p>⑦ 健康啓発、メンタルヘルス研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手職員のアイデアによる健康情報発信を出先機関に拡大 ・新任課長への個別カウンセリング実施 ・若手職員(採用 4 年次職員)への個別面談実施 	<p><令和元年度 ワークプレイス実施所属></p> <table border="1"> <tr><td>知事直轄政策推進局(東 4)</td><td>57 人</td><td>約 280 m²</td></tr> <tr><td>健康福祉部福祉長寿局(西 5)</td><td>44 人</td><td>約 160 m²</td></tr> <tr><td>清水港管理局(単独事務所)</td><td>29 人</td><td>約 350 m²</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの増加 ・ストレスの軽減、整理整頓の習慣づけ ・文書の削減による業務効率の向上 ・各総合庁舎等 11 カ所に健康情報パネル設置 ・新任課長カウンセリング参加者：R2 55 人 ・4 年次職員面談参加者：R2 192 人 	知事直轄政策推進局(東 4)	57 人	約 280 m ²	健康福祉部福祉長寿局(西 5)	44 人	約 160 m ²	清水港管理局(単独事務所)	29 人	約 350 m ²	<p>⑧ スマートオフィスの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モバイルワークに対応した庁内共有スペースの改修や執務室で Web 会議等が可能な部分改修など、庁内のどこでも仕事ができる環境の整備 ・「健康サポート Web サービス」利用促進のためのインセンティブ付与、健康イベント実施 ・若手職員のメンタルヘルス対策を引続き実施
知事直轄政策推進局(東 4)	57 人	約 280 m ²										
健康福祉部福祉長寿局(西 5)	44 人	約 160 m ²										
清水港管理局(単独事務所)	29 人	約 350 m ²										

補助教材の適正な選定等に係る対応

(義務教育課)

1 補助教材の適正な選定に関する取組

ガイドラインの遵守について、実際の状況を確認するため 22 小中学校を訪問し現地調査を実施

(1) ガイドラインに則った取組状況の調査結果

新型コロナウイルスの影響により保護者に対する説明ができなかった学校が 2 校あったものの、全校が補助教材ガイドラインで規定する手続きに沿って補助教材を選定していた。

調査項目	
1	職員会議で補助教材の取扱い等について共通理解する場を設けた
2	前年度使用した補助教材の効果を検証した
3	複数の教材見本を収集した
4	補助教材の作成に関与した教員が選定に関与していない
5	複数の教材見本を比較・検討して選択した
6	複数の教職員の目で選択作業をした
7	選択基準を設けて、それに基づいて選択した
8	教材を使用する年度の校長が最終決定をした
9	市町教育委員会に補助教材の使用届等を提出した
10	保護者会や通知等で説明した、あるいは意見を聞く場を設定した

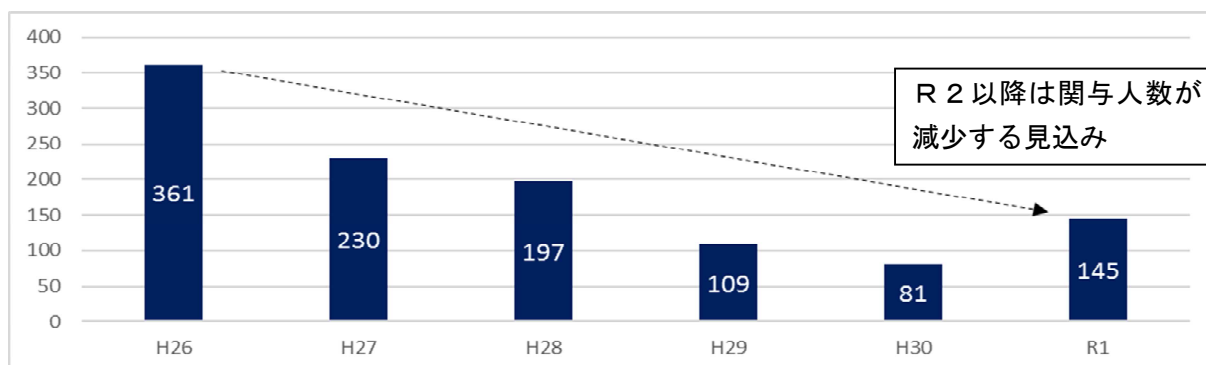
(2) 確認できた選定状況

これまで継続してガイドライン遵守の徹底を図ってきたことから、上記の結果のとおり、各学校にガイドラインに沿って選定を行う意識が浸透している。

2 関連指標の状況

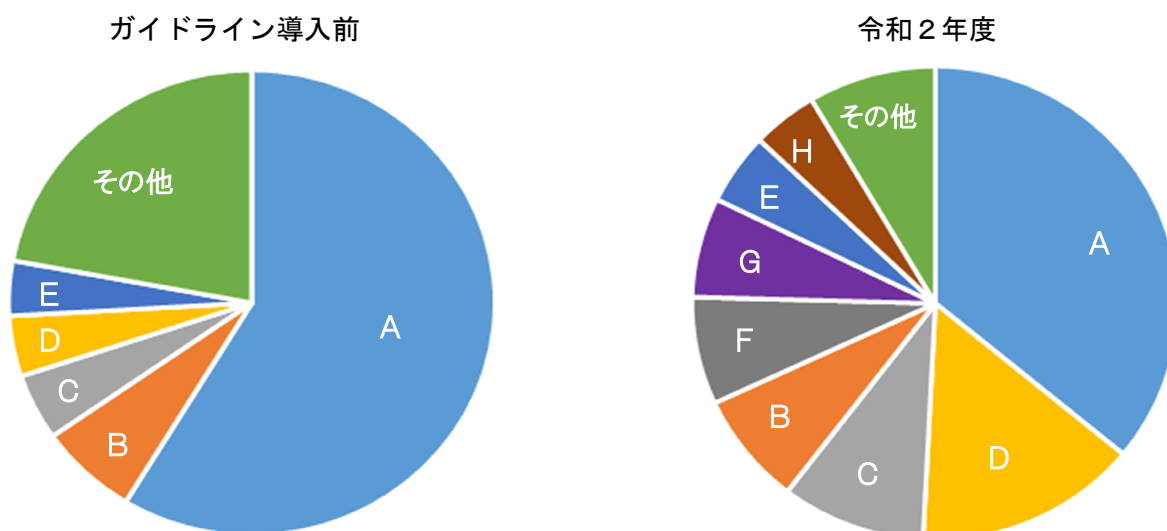
(1) 教材作成における現職教員の関与の状況

これまで特定の事業者における補助教材作成業務に関する教員の関与数を削減するよう取り組んできたが、特定の事業者である A 社においては、現職教員に代わり教員 O B の活用を進めており、平成 26 年度以降、教材の作成に関わる現職教員数は減少している。令和元年度については 145 人と関与人数が増加したが、小学校の教科書採択に伴う、教材の見直し作業を行ったためであり、前回（平成 26 年）の採択時と比較して 6 割減少している。



(2) 県内A社のシェア推移

現地調査の結果、A社のシェアについては次のとおりとなった。



※訪問した小中学校で選定された補助教材における、シェアが3%以上である事業者を表示

3 今後の対応

以下のとおり、引き続き指導等を行っていく。

項目	内容
補助教材ガイドラインの遵守徹底	現地調査や、教育事務所指導主事等の訪問時におけるガイドラインの取扱い状況の確認を引き続き実施する。また、機会を捉えて市町・学校・教員に補助教材ガイドラインの遵守について周知徹底を行う。
教材に関するホームページの拡充	今後の更新、拡充の方向性に沿ってホームページの充実に継続的に取り組むとともに、研修の場などを通じて、教員や学校に積極的な活用を促す。
教員の教材作成への関与	地方公務員法等による従事許可が市町教育委員会の権限であり、市町教育委員会で審査・手続きをとっているが、繰り返し補助教材ガイドラインで示した基準の遵守を徹底する。また、A社に対して、引き続き教員OBの活用を図るよう働きかける。

学校給食ガイドラインに基づいた管理・運営の状況

(健康体育課)

1 要旨

「静岡県学校給食ガイドライン」(平成29年2月策定)に基づき透明性かつ公平性が確保された学校給食の管理運営を実施しているが、今後も引続き市町に個別訪問等して更なる改善に向けて働きかけていく。

2 公会計化の導入状況等

公会計導入済		令和3年度から 導入予定	令和4年度から 導入予定	検討中
H27	R2			
15 市町	20 市町	2 市町 (三島市、沼津市)	2 市町 (東伊豆町、浜松市)	11 市町

※ システム改修経費、市町教委の業務量増に伴う人員の確保が課題。

3 給食食材の発注方法

区 分	業者比較をして発注	
	H27	R2
主食(精米、米飯、パン、めん)	3 市町	35 市町
おかず	26 市町	35 市町

※ 主食には、根拠・理由が明確化された単独随意契約を含む。

4 主食における学校給食会への発注状況

区 分	学校給食会へ発注		他業者へ発注		備 考
	H27	R2	H27	R2	
精米(24 市町)	21 市町	16 市町	3 市町	8 市町	同一市町で精米・米飯の併用あり
米飯(22 市町)	21 市町	20 市町	1 市町	2 市町	
パン(35 市町)	35 市町	35 市町	0 市町	0 市町	
めん(35 市町)	34 市町	31 市町	1 市町	4 市町	

5 今後の対応

- ・静岡県学校給食ガイドラインに基づいた管理・運営の徹底。
- ・学校給食会以外の新規業者の開拓。(主食の配送方法、原材料の仕様の検討)